

川崎市食品衛生監視指導計画に基づく 令和5年度夏期食品一斉監視実施結果について

夏期は高温多湿で細菌等が増殖しやすいため、食中毒等の事故が発生するおそれが高くなります。市では例年、「川崎市食品衛生監視指導計画」に基づき、7月から8月までの2か月間を「夏期食品一斉監視期間」と定め、食品等取扱施設への立入検査及び食品等の収去（抜取）検査の強化を図っています。

1 実施期間

令和5年7月1日（土）から8月31日（木）まで

2 実施機関

区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課、中央卸売市場食品衛生検査所、健康福祉局健康安全研究所、健康福祉局保健医療政策部食品安全担当

3 施設の監視指導

食品製造施設、飲食店、食肉処理施設、食肉販売施設、魚介類販売施設、大規模小売店舗、卸売市場内施設等に立ち入り、食品の衛生的な取扱状況、温度管理の状況等を監視指導しました。

- （1）ア 施設等に関する監視指導施設数 延べ 8,578施設
 - イ 表示に関する監視指導施設数 延べ 6,339施設
- （2）ア 施設等に関する改善指導等の措置数 延べ 351回
 - イ 表示に関する改善指導等の措置数 延べ 16回

4 食品等の監視指導

市内で製造、流通、販売等される食品(そうざい及びその半製品、魚介類及びその加工品、弁当、漬物、菓子類等)について、重点的に官能検査や収去(抜取)検査を実施しました。

(1) 食品等の官能検査数 18,400件(うち、表示の官能検査数 16,242件)

官能検査に基づく表示違反が40件ありました。これらの食品を販売する施設等に対し、適正に表示をするよう指導しました。

(2) 食品等の収去(抜取)検査検体数 194検体(うち、輸入品 20検体)

試験に基づく規格基準違反及び表示基準違反の発見はありませんでした。

5 昨年度の実施状況

(1) 施設の監視指導

ア 監視指導施設数

(ア) 施設等に関する監視指導施設数 延べ 7,927施設

(イ) 表示に関する監視指導施設数 延べ 6,235施設

イ 改善指導等の措置数

(ア) 施設等に関する改善指導等の措置数 延べ 440回

(イ) 表示に関する改善指導等の措置数 延べ 40回

(2) 食品等の監視指導

ア 食品等の官能検査数 13,720件

イ 収去(抜取)検査検体数 250検体

ウ 違反食品数 0件

川崎市 健康福祉局保健医療政策部
食品安全担当

電話044-200-2445

FAX044-200-3927